

鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月12日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第44号

鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則

鈴鹿市物品管理規則（平成9年鈴鹿市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前																														
<p>(物品の購入)</p> <p>第8条 主務課長は、物品の購入を必要とするときは、見積依頼書により当該物品の見積りを<u>技術監理契約課長</u>に依頼し、結果通知を受けるものとする。ただし、主務課長において直接購入を認められた物品については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第7条関係）</p>			<p>(物品の購入)</p> <p>第8条 主務課長は、物品の購入を必要とするときは、見積依頼書により当該物品の見積りを<u>契約検査課長</u>に依頼し、結果通知を受けるものとする。ただし、主務課長において直接購入を認められた物品については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第7条関係）</p>																														
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">組織</th><th>出納員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="4">政策 経営 部</td><td>総合政策課</td><td>庶務担当グループ リーダー</td></tr><tr><td><u>東京事務所</u></td><td><u>主務課長の指定する者</u></td></tr><tr><td>財政課</td><td>庶務担当グループ</td></tr><tr><td>情報政策課</td><td><u>リーダー</u></td></tr></tbody></table>			組織		出納員	略	略	略	政策 経営 部	総合政策課	庶務担当グループ リーダー	<u>東京事務所</u>	<u>主務課長の指定する者</u>	財政課	庶務担当グループ	情報政策課	<u>リーダー</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">組織</th><th>出納員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="4">政策 経営 部</td><td>総合政策課</td><td>庶務担当グループ リーダー</td></tr><tr><td>財政課</td><td></td></tr><tr><td>情報政策課</td><td></td></tr></tbody></table>			組織		出納員	略	略	略	政策 経営 部	総合政策課	庶務担当グループ リーダー	財政課		情報政策課	
組織		出納員																															
略	略	略																															
政策 経営 部	総合政策課	庶務担当グループ リーダー																															
	<u>東京事務所</u>	<u>主務課長の指定する者</u>																															
	財政課	庶務担当グループ																															
	情報政策課	<u>リーダー</u>																															
組織		出納員																															
略	略	略																															
政策 経営 部	総合政策課	庶務担当グループ リーダー																															
	財政課																																
	情報政策課																																

	秘書課	
略	略	略
文化 スポ ーツ 部	略	庶務担当グループ リーダー
	図書館	
略	略	略
消防 本部	略	消防総務課庶務担 当グループリーダ ー
	情報指令課	
	<u>統括指揮課</u>	
	略	
略	略	略

	秘書課	
略	略	略
文化 スポ ーツ 部	略	庶務担当グループ リーダー
	図書館	
略	略	略
消防 本部	略	消防総務課庶務担 当グループリーダ ー
	情報指令課	
	略	
略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。